

農業協同組合法等の改正に伴う政令について（農業委員会法関係を除く。）

政令の内容	根拠となる法律の条項
<p>○ 農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令</p> <p>1 農業協同組合法施行令の一部改正</p> <p>(1) 会計監査人の監査を受けなければならない組合の範囲（第22条関係）            会計監査人の監査を受けなければならない組合は、これまで全中監査が義務付けられていた組合と同様に、</p> <p>① 組合員の貯金等の受入れの事業を行う農業協同組合のうち、その事業年度の開始の時ににおける貯金等の合計額が200億円以上のもの</p> <p>② 農業協同組合連合会のうち、負債の合計金額が200億円以上のものとする。</p> <p>(2) 医療法人に組織変更しようとする組合の社会医療法人の認定手続（第44条関係）            医療法人に組織変更しようとする組合が、あらかじめ社会医療法人の認定要件に該当することの都道府県知事の認定を受ける場合の申請書の記載事項、添付書類等について定める。</p> <p>(3) その他            条項の移動等に伴う規定の整理その他所要の規定の整理を行う（第2条、第5条、第6条、第8条～第12条、第14条～第20条、第23条～第27条、第31条、第33条、第35条～第43条、旧第5条、旧第5条の2、第46条、第47条、第48条、第50条、第56条～第59条、第62条、第63条関係）。</p> <p>2 その他関係政令の整備等</p> <p>(1) 次の2本の勅令を廃止する。            農業倉庫業法第一条第一項第一号の規定による物品指定に関する件、農業倉庫業法第十九条第二項の規定による物品指定に関する件</p> <p>(2) 次の38本の政令について、条項の移動等に伴う規定の整理その他所要の規定の整備を行う。            農水産業協同組合貯金保険法施行令、土地改良法施行令、地方税法施行令、自衛隊法施行令、土地区画整理法施行令、租税特別措置法施行令、農業近代化資金融通法施行令、農業信用保証保険法施行令、指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令、宅地建物取引業法施行令、所得税法施行令、法人税法施行令、国民年金基金令、確定給付企業年金法施行令、小規模企業共済法施行令、金融商品取引法施行令、登録免許税法施行令、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令、農業経営基盤強化促進法施行令、種苗法施行令、農住組合法施行令、協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令、行政手続法施行令、不動産特定共同事業法施行令、財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令、金融商品の販売等に関する法律施行令、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令、独立行政法人農業者年金基金法施行令、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一</p>	<p>【農業協同組合法】</p> <p>第三十七条の二 出資組合であつて、次に掲げるものは、会計監査人を置かなければならない。</p> <p>一 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（政令で定める規模に達しないものを除く。）</p> <p>二 農業協同組合連合会（政令で定める規模に達しないものを除く。）</p> <p>②～④ （略）</p> <p>第九十条 前条第一項の認可の申請をした組合は、都道府県知事に対し、政令で定めるところにより、当該申請に係る組織変更に後医療法人が医療法第四十二条の二第一項各号に掲げる要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。</p> <p>② （略）</p>

項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令、農林水産省組織令、地方自治法施行令、農業委員会等に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令

※ このほか、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令等に関し、特定承継会社（特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的とする農林中央金庫の100%子会社）に対する金融法制の適用等について、金融庁との協議を経て、本年度中に所要の規定の整備を行う。

また、これまで農業協同組合法に規定されていた組合の登記について政令で規定することとされたことに伴い、組合の登記についてのこれまでと同様の手続等を組合等登記令（法務省所管）に定めるなど、必要な登記手続について、所要の規定の整備を行った。

農業協同組合法等の改正に伴う農林水産省所管省令について（農業委員会法関係を除く。）

省令の内容	根拠となる法律の条項
<p>I 当省専管のもの</p> <p>1 農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>(1) 認定農業者等過半数要件の例外（第76条の2関係） 認定農業者等過半数要件の例外を適用するのは、次の場合とする。</p> <p>① 理事の定数の10分の6以上が認定農業者（法人の場合には、役員）、農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業若しくは法人の経営に関し実践的な能力を有する者（以下「実践的能力者」という。）又は次に掲げる者（以下「認定農業者に準ずる者」という。）であり、かつ、理事の定数の10分の3以上が認定農業者（法人の場合には、役員）又は認定農業者に準ずる者であるとき（経営管理委員設置組合の場合には、経営管理委員の定数の10分の6以上が認定農業者（法人の場合には、役員）又は認定農業者に準ずる者であるとき。）。</p> <p>ア 認定農業者である法人の使用人（その法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者） イ 認定農業者（法人の場合には、役員又は使用人）であった者 ウ 認定農業者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族 エ 認定就農者（法人の場合には、役員又は使用人） オ 集落営農組織の役員 カ 農業の振興に関する国若しくは地方公共団体の計画に位置付けられた農業者であって、当該農業協同組合の地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者（法人の場合には、役員又は使用人）又はその者が行う農業に従事しその経営に参画する親族 キ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者 ク 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が作成する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（法人の場合には、役員又は使用人）又はその者が行う農業に従事しその経営に参画する親族 ケ 正組合員が農作物の種類等ごとに構成する組織（当該農業協同組合に置かれるもので農業の振興を目的とするものに限る。）の代表者</p> <p>② 正組合員である認定農業者の数が理事の定数の10倍（経営管理委員設置組合の場合には、経営管理委員の定数の20倍）を下回る場合（以下「認定農業者が少ない場合」という。）であって、 ア 理事の定数の過半数は、認定農業者（法人の場合には、役員）、実践的能力者又認定農業者に準ずる者であるとき（経営管理委員設置組合の場合には、経営管理委員の定数の過半数は、認定農業者又は認定農業者に準ずる者であるとき。）。 イ 理事（経営管理委員設置組合の場合には、経営管理委員）の選挙又は選任に先立って農業協同組合の正組合員である認定農業者の数に関する調査を行い、その結果を公表しているとき。</p> <p>③ 理事（経営管理委員設置組合の場合には、経営管理委員）の定数の過半数を②のアに規定する者とするこ ととすれば、理事（経営管理委員設置組合の場合には、経営管理委員）の選挙又は選任に著しい困難を生 じることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）（以下「選挙又は選任が困難な場合」という。）で あって、 ア 理事（経営管理委員設置組合の場合には、経営管理委員）の定数の4分の1を下回らない範囲内にお いて行政庁の承認を受けて定める数以上は、②のアに規定する者であるとき。 イ 理事（経営管理委員設置組合の場合には、経営管理委員）の選挙又は選任に先立って農業協同組合の</p>	<p>【農業協同組合法】 第三十条（略） ②～⑪（略） ⑫ 農業協同組合の理事の定数の過半数は、次に掲げる者のい れかでなければならない。ただし、その地区内における認定農 業者（農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定 農業者をいう。第一号において同じ。）が少ない場合その他の農 林水産省令で定める場合は、この限りでない。 一 認定農業者（法人にあつては、その役員） 二 農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は 法人の経営に関し実践的な能力を有する者 ⑬～⑮（略）</p>

正組合員である認定農業者の数に関する調査を行い、その結果を公表しているとき。

ウ 選挙又は選任が困難な場合に該当する理由を公表しているとき。

- ④ ①～③のほか、理事の定数の過半数を認定農業者（法人の場合には、役員）又は実践的能力者、経営管理委員設置組合の場合には、経営管理委員の定数の過半数を認定農業者（法人の場合には、役員）とすることとすれば理事（経営管理委員設置組合の場合には、経営管理委員）の選挙又は選任に著しい困難を生じることとなる特別な理由がある場合であって、
- ア 特別な理由を公表しているとき。
- イ 特別な理由について農林水産大臣の承認を受けたとき

- (2) 出資組合又は農事組合法人が株式会社に組織変更する際の組織変更計画の記載事項（第219条関係）  
出資組合又は農事組合法人が株式会社に組織変更する際の組織変更計画には、株式の譲渡の制限に関する方法を定めなければならないこととする。

- (3) 組織変更後の農協連合会又は一般社団法人の名称使用制限に関する特例の要件（第240条、第244条関係）
- ① 存続都道府県中央会から組織変更した農協連合会が、引き続き農業協同組合中央会という名称を用いることができる要件は、
- ア 主たる事業が、組合の組織、事業及び経営に関する相談に応じること、組合の求めに応じて監査を行うこと、組合の意見を代表すること、組合相互間の総合調整を行うこと等であること
- イ 都道府県の区域を地区とすることとする。
- ② 存続全国中央会から組織変更した一般社団法人が、引き続き全国農業協同組合中央会という名称を用いることができる要件は、
- ア 組合の意見の代表及び組合相互間の総合調整を行うことを主たる目的とすること
- イ 全国において事業を行うものであること
- ウ 組合及び組合が主たる構成員又は出資者となっている法人が主たる構成員となっていることとする。

- (4) 組織変更後の農協連合会が行う監査事業に従事する者の資格（第241条関係）
- ① 存続都道府県中央会から組織変更した農協連合会が行う監査事業に従事する者の資格は、以下のいずれにも該当する者（以下「農業協同組合監査士」という。）であることとする。
- ア 存続全国中央会が行う農業協同組合監査士試験（※）に合格すること
- イ 農業協同組合監査士試験に合格した後、存続中央会若しくは組織変更後の農協連合会の監査担当部課又は公認会計士若しくは監査法人の組合の監査担当部課に1年以上在籍し、組合の監査事業の実務についての補習を受けたこと
- ウ 次のいずれかの事務に2年以上従事したこと
- a 存続中央会若しくは組織変更後の農協連合会の監査担当部課における監査事業の補助又は公認会計士若しくは監査法人が行う組合の監査の補助の事務（イの期間と重複する期間を除く。）

第七十三条の三 （略）

②・③ （略）

④ 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。  
一～十 （略）

十一 その他農林水産省令で定める事項

⑤・⑥ （略）

【農業協同組合法等の一部を改正する等の法律】

附 則

（組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例）

第十八条 組織変更後の農業協同組合連合会は、附則第十三条第五項に規定する事業の全部又は一部のみを行うことその他の農林水産省令で定める要件に該当するものである間は、新農協法第三条第一項の規定にかかわらず、その名称中に、農業協同組合連合会という文字に代えて、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いることができる。

（組織変更後の一般社団法人に係る名称の使用制限に関する特例）

第二十六条 組織変更後の一般社団法人は、附則第二十二条第三項各号に掲げることを主たる目的とすることその他の農林水産省令で定める要件に該当するものである間は、新農協法第三条第二項の規定にかかわらず、その名称中に引き続き全国農業協同組合中央会という文字を用いることができる。

第十九条 （略）

2 監査事業を行う組織変更後の農業協同組合連合会は、組合の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で農林水産省令で定める資格を有するものを監査事業に従事させなければならない。

- b 存続中央会の監査担当部課以外の部課における組合の経営指導に関する事務又は組織変更後の農協連合会の監査担当部課以外の部課における組合の経営に関する相談に応ずる事務
- c 組合が行う資金の運用の審査、財産分析又は内部監査に関する事務

② 旧農業協同組合監査士に選任されていた者等は、農業協同組合監査士とみなすこととする。

※ 存続全国中央会が一般社団法人に組織変更した後の、農業協同組合監査士試験の取扱いについては、今後、組織変更後一般社団法人の具体的な事業が明らかになった段階で改めて省令を改正して必要な規定の整備を行う方針。

(5) その他の規定の整備

- ① 共済事業の利用者の保護（第21条の2～第21条の8、第22条の2～第22条の5、第22条の29、第23条、第30条の5、第231条）  
共済事業を行う組合又は共済代理店が共済契約者等に対して行う情報提供の内容、共済代理店の体制整備に関する事項その他共済事業の利用者の保護に関する所要の規定の整備を行う。
- ② 信託規程等の変更のうち、行政庁の承認を要しないものの範囲（第50条、第51条、第52条）  
信託規程等の変更のうち、行政庁の承認を要せず届出のみで足る軽微な変更の範囲として関係法令の改正に伴う規定の整理等を定める。
- ③ 組合の役員等の兼職等が認められる場合（第79条関係）  
原則として兼職・兼業が禁止されている組合の常務に従事する役員等については、これまでは、中央会の役員となる場合には兼職が認められていたことを踏まえ、中央会から組織変更した一般社団法人や農協連合会の役員となる場合については、引き続き兼職が認められるよう規定の整備を行う。
- ④ 新設分割（第123条、第131条の4、第160条、第172条、第192条の2、第195条、第196条の2、第198条、第209条の2、第210条の2、第210条の3関係）  
組合の新設分割に際しての計算、事前に開示すべき事項その他新設分割に関する所要の規定の整備を行う。
- ⑤ 会計監査人による監査（第83条、第84条、第144条、第145条、第147条～第158条、第160条、第162条、第165条の2、第167条の2、第178条、第193条関係）  
会計監査人が作成する会計監査報告の記載事項、組合に対する会計監査報告の通知期限、会計監査人の選任手続その他会計監査人の監査に関する所要の規定の整備を行う。
- ⑥ 組合の解散（第208条～第208条の3関係）  
組合が解散した場合の届出、休眠組合が事業を廃止していない旨の届出その他組合の解散に関する所要の規定の整備を行う。
- ⑦ 組合の組織変更（第160条、第220条、第222条、第223条関係）  
組合から株式会社に組織変更する際の計算に関する事項、出資組合又は出資農事組合法人が組織変更した場合の届出その他組織変更に関する所要の規定の整備を行う。
- ⑧ 存続都道府県中央会又は存続中央会の組織変更等に係る手続（第237条、第239条関係）  
存続都道府県中央会又は存続全国中央会の組織変更する場合の手続その他組織変更等に関する所要の規定の整備を行う。

⑨ 監査規程の変更のうち、行政庁の認可を要しないものの範囲及び届出の方法（第242条、第243条関係）  
監査規程の変更のうち行政庁の認可を要せず、届出のみで足る軽微な変更の範囲及び届出の手続を定める。

⑩ 条項の移動等に伴う規定の整理その他所要の規定の整理を行う（第2条、第4条～第21条、第22条、第22条の6～第22条の14、第22条の18～第22条の20、第22条の23～第22条の26、第22条の28、第22条の30～第22条の32、第22条の34、第22条の36、第30条、第30条の6～第31条、第33条、第35条～第38条、第40条～第49条、第51条の2、第51条の3、第53条～第76条、第77条、第78条、第80条、第81条、第85条～第87条、第92条、第98条、第103条、第106条、第117条、第121条、第125条、第127条、第129条、第131条の3、第134条、第137条～第139条、第141条～第143条、第159条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条～第171条、第173条、旧第174条、第175条、第177条、第179条、第180条、第190条、第196条、第201条、第204条、第209条、第212条～第217条、第217条の3～第217条の5、第221条、第223条の2、旧第220条～旧第223条、第223条の3、第223条の5、第223条の7、第223条の8、第226条～第231条、第233条、第234条～第236条、第238条関係）。

## 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

(1) 次の省令を廃止する。  
農業倉庫業法施行規則

(2) 次の18本の省令について、条項の移動等に伴う規定の整理その他所要の規定の整備を行う。

土地改良法施行規則、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則、野菜生産出荷安定法施行規則、国有林野の活用に関する法律施行規則、農業経営基盤強化促進法施行規則、肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則、農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令、独立行政法人農業者年金基金法施行規則、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則、農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則、森林組合法施行規則、水産業協同組合法施行規則、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則、農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則、独立行政法人農業者年金基金法施行規則附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令附則第十五条の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則、農林水産省組織規則

## 3 農地法施行規則の一部を改正する省令

(1) 農地所有適格法人の農作業従事要件（第7条関係）

農地所有適格法人の農作業従事要件の対象となる使用人は、その法人が行う農業に関する権限及び責任を有する使用人とする。

### 【農地法】

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律で「農地所有適格法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件の全てを満たしているものをいう。

一～三 （略）

四 その法人の理事等又は農林水産省令で定める使用人（いずれも常時従事者に限る。）のうち、一人以上の者がその法人の

(2) その他の規定の整備

農地所有適格法人の要件変更に伴い、農地等の権利移動についての許可申請書の記載事項を改正するなど、所要の規定の整備を行う（第8条、第11条、第18条の2、第19条、第59条関係）。

II 他省庁と共管のもの

1 農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令

農業協同組合が消費生活協同組合に組織変更する場合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が医療法人に組織変更する場合の手続等、組織変更に関し、所要の規定の整備を行う。

2 その他の共管省令の一部改正

次の13本の省令について、条項の移動等に伴う規定の整理その他所要の規定の整備を行う。

水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令、水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可の取消しに係る聴聞手続規則、自動車損害賠償保障法第二十八条の三第一項に規定する準備金の積立て等に関する命令、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令、農業協同組合法施行令第十一条第三項から第五項までの規定による主務大臣に対する報告等に関する命令、農林中央金庫法施行規則、農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令、農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令、中小企業等協同組合法施行規則、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令

行う農業に必要な農作業に一年間に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

4 (略)

※ このほか、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則等に関し、特定承継会社（特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的とする農林中央金庫の100%子会社）に対する金融法制の適用等について、金融庁との協議を経て、本年度中に所要の規定の整備を行う。

※ 上記に記載した農林水産省所管省令のほか、他府省庁の所管する府省令についても、条項の移動等に伴う規定の整理その他所要の規定の整備が行われる予定。

農業委員会（市町村の独立行政委員会）

- ・概ね8割のところ、15人認定農業者がいれば1人選任できるというアンケート結果
- ・定数の過半が認定農業者という原則

原則適用

認定農業者が  
委員定数の8倍（ $\div 15 \times 1/2$ ）以上いる委員会

例外

認定農業者が、委員定数の8倍までいない委員会

- （1）認定農業者に準ずる者をカウント  
「準ずる者」は、集落営農組織の役員、国・地方の計画に  
位置付けられた中心的な農業者、指導農業士 など
- （2）過半数要件を1/4まで引下げ
- （3）農林水産大臣特認

農協（農業者の自主的な協同組織）

- ・概ね8割のところ、40人認定農業者がいれば1人選任できるというアンケート結果
- ・定数の過半が認定農業者+プロという原則  
（認定農業者とプロを1/4ずつと想定して検討する）

原則適用

認定農業者が  
理事定数の10倍（ $= 40 \times 1/4$ ）以上いる農協  
〔 経営管理委員会方式の場合（定数の過半が認定農業者という原則  
（プロなし））は、委員定数の20倍（ $= 40 \times 1/2$ ）以上  
いる農協 〕

例外

- 1 定数の6/10以上を  
「認定農業者+認定農業者に準ずる者+プロ」とし、  
かつ、定数の3/10以上を  
「認定農業者+認定農業者に準ずる者」とする農協  
〔 経営管理委員会方式の場合は、定数の6/10以上を  
「認定農業者+認定農業者に準ずる者」とする農協 〕  
※ 準ずる者として果樹部会などの生産部会の代表者等を追加
- 2 認定農業者が、理事定数の10倍（経営管理委員会方式の場合は20倍）までいない農協  
  - （1）認定農業者に準ずる者をカウント
  - （2）過半数要件を1/4まで引下げ
- 3 農林水産大臣特認